

2) 平子先生の安全衛生相談コーナー

< ご相談事例の Q&A のご紹介 >



Q：振動工具の教育について教えてください。

- (1) 法令で定める特別教育ですか？実施する根拠はどこに規定されていますか？
- (2) 対象となる振動工具はどんなものですか？
- (3) 教育の実施者、カリキュラム、時間数や教育の省略はどうなっていますか？

A：ご質問に対する回答は次の通りです。

(1) について

労働安全衛生規則第 36 条に特別教育を必要とする業務が列挙されていますが、「振動工具は」この中に入っていないので、法令に基づく特別教育ではありません。

この教育の実施については、昭和 58 年 5 月 20 日付け基発第 258 号通達「チェーンソー以外の振動工具取扱作業者に対する安全衛生教育の推進について」が根拠となっており、チェーンソー以外の振動工具取扱者に対して、労働安全衛生法に基づく特別の教育に準じた安全衛生教育を実施し、振動障害防止のために必要な知識を付与することを目的とすると規定されており、教育の位置づけとしては、「労働安全衛生法に基づく特別の教育に準じた安全衛生教育」となります。

(2) について (対象となる振動工具)

- ・ 削岩機、チップングハンマー、リベッティングハンマー、コーキングハンマー、ハンドハンマー、ベビーハンマー、コンクリートプレーカー、スケーリングハンマー、サンドランマー等の打撃機構を有する工具。
- ・ エンジンカッター等の内燃機関を内蔵する工具で可搬式のもの (除くチェーンソー)
- ・ 携帯式皮はぎ機、携帯用タイタンパー。
- ・ 携帯用研削盤、スイング研削盤、その他手で保持し、又は支えて操作する型式の 研削盤 (使用するときの直径 (製造時) が 150 mm を超えるものに限る)
- ・ 卓上研削盤又は床上研削盤 (使用するときの直径が 150 mm を超えるものに限る)
- ・ 刈払い機

(3) について

第 285 号通達によれば、実施者は、振動工具の取扱い業務を行う事業者です。但し、事業者による実施が困難な場合は、労働基準協会、建設業労働災害防止協会等の関係団体を活用するとなっています。カリキュラムや時間数については、次の通りです。

科目	範囲	時間
1. 振動工具に関する知識	振動工具の種類及び構造	1 時間
	〃 選定方法	
	〃 改善	
2. 振動障害及びその予防に関する知識	振動障害の原因及び症状	2.5 時間
	〃 予防措置	
3. 関係法令等	労働安全衛生法・労働安全衛生法施行令等中の関係条項及び関係通達中の関係事項等	0.5 時間

教育の省略については、次の特別教育の省略 (昭和 48 年 3 月 19 日付け基発第 145 号) に準じて判断して差し支えありません。

- ① 当該業務に関し上級の資格 (技能免許又は技能講習修了) を有する者。
- ② 他の事業場において当該業務に関し、すでに特別の教育を受けた者。
- ③ 当該業務に関し、職業訓練を受けた者。等が該当すると規定されています。



以上